

昭和五十九年六月十九日提出  
質問 第二四号

刑事訴訟法上の諸問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年六月十九日

提出者 稲葉 誠一

衆議院議長 福永健司 殿

刑事訴訟法上の諸問題に関する質問主意書

一 「無罪の推定」とはいかなるものか。これは法のどこにいかなる形で認められているか。  
英米法にもこの種の規定は法令・判例上存在するか。

二 一審有罪の場合、この推定は崩れるのか。崩れるとすれば、控訴審においてこの「無罪の推定」は質的に変化するのか。

三 日本の刑事訴訟法は「形式的真実発見主義」、「実態的真実発見主義」のいずれをとっているのか。条文に即して説明されたい。

この点に旧刑訴法と差異はあるのか。

四 検事控訴を認めない法制とその理由は何か。

また、再審開始決定に対し、検察官の抗告を認めない法制、例えばドイツ法の成立の経過に

ついて明らかにされたい。

五 黙秘権は憲法・刑事訴訟法上認められた「権利」か。

黙秘することと否認することとの異同について見解を問う。

六 再犯の虞あるので重く処罰すべきと科刑意見を述べることとあるが、これは「保安処分」を事実上認めたことになるのではないか。

右質問する。